



復興副大臣 衆議院議員 かんげ一郎

NEWS

号外 令和2年5月10日発行
かんげ一郎公式HP <https://kanke-ichiro.jp>
発行者 菅家一郎連合後援会/会津若松市東栄町5-19 菅家ビル2F TEL0242-27-9439

ごあいさつ

国民の皆様のご協力に感謝します

4月7日に緊急事態宣言が発令されてからひと月以上、全国に宣言が拡大されて以降も新型コロナウイルス感染拡大は未だ予断を許さない事態となっています。この間、外出・各種営業の自粛や、いわゆる「3密」状態の回避など、国民の皆様にはウイルス対策の重要性をご理解いただいたうえご協力を賜り、心から感謝いたします。国も全力で様々な支援策を打ち出

しております。私も、観光業や飲食関係をはじめ多くの方々から生のお声を聞いており、危機感を持ってこの深刻な状況を認識しております。ここにご案内できる支援策は一部になりますが、少しでもお役に立つことになれば幸いです。

引続き皆様に寄り添いながら、感染症収束と国民の皆様への命と暮らしを守る為に与えられた責務を果たして参ります。

復興副大臣 衆議院議員 菅家一郎

事業者向け支援

給付(もらえる)

法人 最大200万円
個人 最大100万円

持続化給付金

【対象者】売上が前年同月比で▲50%以上減少している事業者(中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、農業法人、NPO法人など幅広く対象)

【給付額】
前年の総売上(事業収入)－
(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)
※2020年1月～12月のうち事業者が選択

窓口/中小企業給付金相談窓口
TEL0570-783183

条件緩和
手続き簡素化

雇用を守る

雇用調整助成金(新型コロナ特例措置)

4月1日から6月30日までの緊急対応機関、知事の要請で休業や営業時間を短縮した場合、1日1人当たり8,330円を上限に助成率を特例的に10/10とする

※知事の要請を受けていない場合でも
休業手当のうち賃金の6割を超える部分については
助成率を特例的に10/10とする(6割までは9/10)
※従業員を解雇せずに雇用を維持した中小企業が対象
※雇用保険被保険者でないパートや学生アルバイトも対象

窓口/ハローワーク

給付(もらえる)

小学校等の臨時休業等に伴う保護者支援

子どもがいる「従業員」のために 小学校休業等対応助成金

【対象者】小学校、幼稚園、保育所等の休業等のため、子どもの世話をを行う事が必要な労働者に対して、有給の休暇を取得させた事業主(業種・職種にかかわらず対象)

【支給額】日額8,330円を上限に、休暇中に支払った賃金相当額×10/10を助成

子どもがいる「フリーランス」のために 小学校休業等対応支援金

【対象者】小学校、幼稚園、保育所等の休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者(業種・職種にかかわらず対象)

【支給額】1日あたり4,100円(定額)

【対象期間】助成金・支援金ともに、
2020年2月27日から6月30日まで

窓口/学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
TEL0120-60-3999

納税猶予(支払延長) | 法人税・消費税・固定資産税など基本的に全ての税が対象

【要件】2020年2月から納期限までの一定の期間(1ヶ月以上)において、事業収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合、または、一時に納税を行うことが困難な場合
→無担保かつ延滞税無しで、原則1年間納税が猶予

※既に納期限が過ぎている未納の国税・地方税も遡って特例の利用可
※2021年度の固定資産税及び都市計画税は、2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率が30%以上50%未満は1/2に軽減、50%以上減少なら全額免除

窓口/地方税→市区町村 国税→税務署

貸付(かりる)

無利子・無担保融資(借換可)

新型コロナウイルス対策 マル経融資

【対象者】最近1ヶ月の売上が前年または前々年の同月比が▲5%以上減少している小規模事業者の方で、商工会議所等の経営指導員による経営指導を受けた事業者

【融資限度額】別枠1,000万円

【金利】経営改善利率1.21%(令和2年4月1日時点)より当初3年間0.9%引下げ

※特別利子補給制度の併用で、当初3年間実質無利子化

※日本政策金融公庫等や民間金融機関の信用保証付き既往債務を実質無利子化融資に借換可能

窓口/日本政策金融公庫又は商工会・商工会議所

※他にも日本政策金融公庫が窓口の融資限度額が別枠6,000万円の特別貸付もあります

民間金融機関による実質無利子・無担保、保証料・利子減免融資制度

【対象者】前年の同月比が▲5%以上減少している個人事業主と小規模事業者

【融資上限】3,000万円(当初3年間が金利補給期間、据置5年以内)

【個人事業主】売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料ゼロ・金利ゼロ

【小・中規模事業者】売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料1/2

売上高等前年同月比▲15%以上減少で保証料ゼロ・金利ゼロ

※信用保証付き既往債務も実質無利子融資への借換が可能(要件有)

窓口/民間金融機関

※詳細または、この他の福島県、各市町村、民間金融機関独自の支援策は各窓口にお問い合わせください。

◆裏面の「個人向け支援」もご覧ください

※上記は、2020年4月30日時点の情報です。支援内容は随時更新されています。最新の情報は菅家一郎事務所(TEL0242-27-9439)にお電話いただくか、「かんげ一郎公式HP」をご覧ください。

かんげ一郎

検索

個人向け支援

給付(もらえる)

一律1人10万円を給付

特別定額給付金

【対象者】令和2年4月27日(基準日)に市区町村の住民基本台帳に記録されている方
 【給付額】世帯構成員**1人につき10万円**を銀行振込
 【申請方法】市区町村から郵送される申請書類を返送、または、マイナンバーカードを活用した電子申請
 【期限】市区町村の受付開始日(市区町村により開始日が異なります)から3ヶ月以内
 ※配偶者からの暴力を理由に避難している方等への対応もあります

窓口/各市町村

貸付(かりる)

休業・失業された方に無利子・保証人不要で**最大80万円貸付**

※**個人事業主に限らず、開業届を出していないフリーランスも対象**

主に休業された方向け「**緊急小口資金**」

【対象者】休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
 【貸付上限】**10万円**
 ※世帯員の中に個人事業主がいて収入が減少したため生活に要する費用が不足した場合、臨時休業した小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合等の**特例は20万円**が上限
 【据置期間】1年以内 【償還期限】2年以内

対象者は「緊急小口資金」利用後、「総合支援金」の利用も可能です

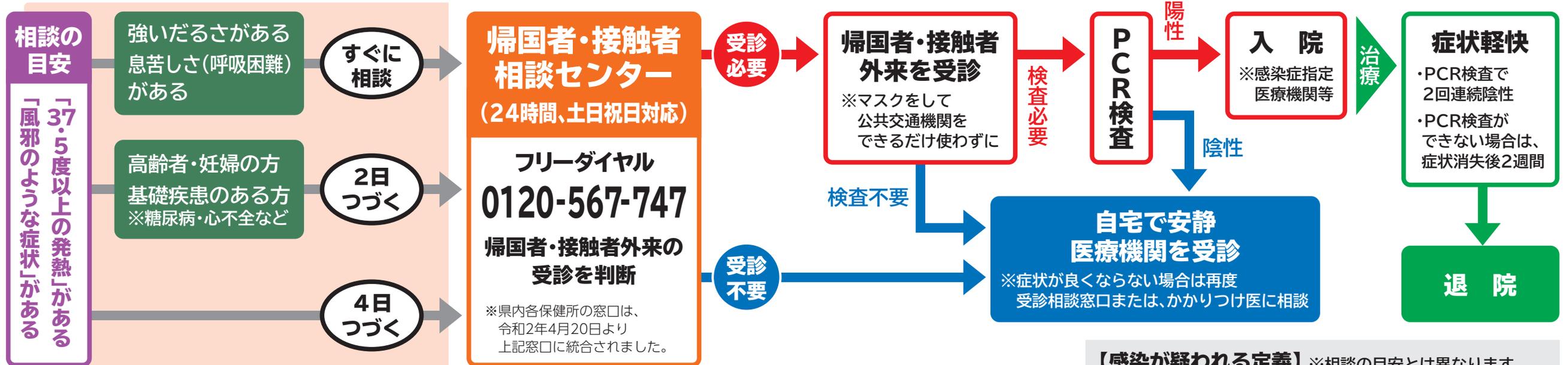
主に失業された方向け「**総合支援金**」

【対象者】失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯
 【貸付上限】**単身/月15万円以内、2人以上/月20万円以内**
 【貸付期間】原則3ヶ月以内 【償還期限】10年以内
 「緊急小口資金」、「総合支援金」ともに
 ※収入の減少があれば、休業・失業状態になくても貸付の対象
 ※貸付の要件において、収入の減少の程度は問わない
 ※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還(返済)は免除できます

窓口/社会福祉協議会

例) 緊急小口資金20万円×1ヶ月+総合支援資金20万円(2人以上の世帯)×3ヶ月=最大4ヶ月80万円

新型コロナウイルスに感染したと思ったら 〈相談から診察、入院、退院までの流れ〉



感染の疑いのある方は、医療機関を受診する前に「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談して下さい。感染の疑いがあると判断された場合は、専門の医療機関を紹介されます。複数の医療機関を受診することはお控えください。

症状の有無に関わらず、不安に思う方、県の対策や予防法などの相談は

福島県一般相談窓口

フリーダイヤル **0120-567-177**
 平日/8:30~21:00、土日祝日/8:30~17:15

【感染が疑われる定義】※相談の目安とは異なります。
 ○発熱又は呼吸器症状発症14日以内に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触をした者。
 ○発症14日以内に海外渡航歴がある者、又は海外に滞在歴のある者と濃厚接触をした者。